

□不利益処分の処分基準（処分基準を公表しないもの）

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 普及指導係
不利益処分名	排水設備指定工事店の指定の取消し又は一時停止
根 拠 法 令	徳島市公共下水道事業条例
根 拠 条 項	第5条の7
連 絡 先	(電話 621-5311 )
処分基準を公表しない理由	公表することにより、脱法的な行為が助長されることが想定されるため。